

起因物、事故の型：その他の装置、設備 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	14～15	祭り会場設営時、テントを組み立てる際に、パイプテント足脚を立ち上げる際、足脚パイプの折り畳み部分に右手薬指先を挿んでしまった。	42	170209	—
1	19～20	店頭フリースペースで強風対策で折り畳んだテントの4本の脚を男性4名で持って立ち上げる作業中、脚を真っ直ぐに伸ばそうとした際に、テントの枠組み（金属製パイプ）とそれを覆うカバー状になったテントの脚の先（最上部）との間に左手の人差し指を挟んでしまった。	24	80209	50～99
1	10～11	西工場印刷・パッケージ課で断裁作業中、パレット交換の為に機長が昇降機を下げようとした時に、機長はパレット交換と告げたが、昇降台を下降するとは告げず、また目視確認を怠ったが為に、昇降台の下に補佐役の足があることに気付かず、左足を昇降台と床に挟み込んだ。	45	10709	100～299
1	9～10	スーパーマーケットの敷地内におけるグリストラップの清掃において、地面にはまっている蓋（60×60cm程度、四角形）にフックを掛けて外す間、そばで待機するように言われていたが、フックが滑って外れ蓋が落下したため、咄嗟に手が出てしまい、支えきれずに開口部と蓋の間に指を挟まれてしまった。	20	150109	—
1	12～13	デリカバックルーム（揚げ物側）で、炊飯ジャーの下の台を拭き掃除しようとして、フタが開いたままの炊飯ジャーを左手に持った際、フタが閉まり指が挟まり、くすり指を打撲した。	62	80209	—
1	15～16	外構工事現場にて、作業完了後に片付けを行っていた時、型枠用のパイプサポートが伸びたままの状態車両に積み込もうとした所、サポートが勢いよく縮み親指と人差し指の間を挟み裂傷した。	21	30199	—

1	10~11	特殊浴室にて、利用者の特殊入浴介助中、利用者をストレッチャーで特殊浴槽へ移動させた際に、左手を浴槽内に入れたまま昇降スイッチを押してしまい、左手が挟まれた様になって打撲してしまった。	47	130201	100 ~ 299
1	8~9	派遣労働者である被災者が、調味液入りポリタンク保管庫にて、コロ付の調味液入りポリタンクを引っ張って出す作業中に、被災者が運び出そうとしていた調味液入りポリタンクと隣のポリタンクとの間に右手親指を挟み受傷した。	28	10103	100 ~ 299
2	15~16	本人が、商品交換の為冷凍庫内の電動移動ラックレーンに入り商品を出庫しているところ、棚の中に入って商品を確認していた為、他の作業員が存在に気付かず移動ラックを動かしてしまう。本人は、移動の警報が鳴ってはいるが、自分のレーンが狭くなるとは思わなかった為、回避が遅れ棚の間に顎周りを挟んでしまう。	43	170101	100 ~ 299
2	15~16	前年より作業員として勤務している派遣従業員が、商品交換の為冷凍庫内の電動移動ラックのレーンに入り商品を出庫しているところ、棚の中に入って商品を確認していた為、他の作業員が存在に気付かず移動ラックを動かしてしまう。作業員は移動の警報が鳴ってはいるが、自分のレーンが狭くなるとは思わなかった為、回避が遅れ棚の間に顎周りを挟んでしまう。	43	40301	100 ~ 299
2	9~10	入口自動ドアを清掃中に電源の入っていないドアを閉めようとして自身の左手をドアに挟み負傷した。	65	170209	—
2	16~17	組配工場内シリンダーの動機調整を行う作業中、右手でエア注入のレバー操作・左手で製品を押さえていた際、本来縦向きに製品をセットするところを横向きに置き作業を行ってしまい、左手が製品のくぼみに掛かりシリンダーに挟まれ、負傷した。	49	11402	100 ~ 299
2	10~11	製鋼工場にて鑄込みケース段取り中に、天井クレーンで押油耐火物用のウェイトをセットしようとしていた。ウェイトを回転させ吊り手位置を調整するために通常では手を添えない位置に手を添えたまま当人がクレーンに下げの合図をした為、押油耐火物とウェイトの間に右手指先が	53	11001	100 ~ 299

		挟まれ受傷した。			
2	13~14	ドローンを利用したサル追払支援ロボットの開発プロジェクトで使用するドローンが、プロポを操作しても動かないと言われ、症状を確認する為電源を入れて操作したところドローンが動き出しそれを手で押さえて止めようとしてドローンのプロペラで両手の甲や指に傷を負った。	21	11402	50~ 99
2	8~9	ホーム集配側に2t車を接岸し、荷物を積み込むため鉄板（重さ約60kg）をホームから荷台へ掛けようと両手で引いて移動中、左手が滑って鉄板から外れ、反動で右手が鉄板と荷台の間に挟まり負傷した。	44	40301	30~ 49
2	15~16	20kgの洗剤を保管庫上段より持ち出そうとしたところ、重さに耐え切れず、落としかけ、棚と洗剤の間に人差し指を挟み、末節骨不全骨折を起こした。	51	10104	50~ 99
2	11~12	交通誘導をしている時、立哨している付近のグレーチングがホースと結束していることから持ち上がった状態となったため、その状況が危険と感じ結束していた紐をほどいたところグレーチングが落下し、左足甲を負傷した。	67	170201	100 ~ 299
2	11~12	工場内で作業中、機械に鶏肉が挟まっているのに気が付き、それを取ろうとして、機械を止めずに手を入れたところ、はめていた手袋が機械のチェーンに絡み、そのままチェーンの凸部分とローラーの間に右手第二指、第三指、第四指を挟まれたものである。	40	10101	300 ~ 499
3	11~12	施設敷地内のビニールハウス前で木材を軽トラックに運搬中、足元の雪が沈み体のバランスを崩して左膝を捻って転倒し、歩行が困難となった。	41	80109	—
3	11~12	惣菜作業室の冷蔵庫室から出て、閉じかけた扉を再度開けようと取っ手に手をかけずに扉と柱のすきまに手を入れたため、冷蔵庫のロック部分の金具に左手小指の指先が挟まり負傷した。	44	80209	100 ~ 299
3	13~14	タイヤ入れ替え作業を行うため、タイヤチェンジャーへホイールを固定したが、固定が甘くホイールが動いてしまい、左手人差し指を挟み込ん	27	80204	1~9

		で骨折した。			
3	13~14	該当スタッフが自動テープディスペンサー（梱包用テープを自動で供給する機械）を使用中、排出口に詰まったテープを素手で除去しようとしたところ、誤って排出口に右手中指が巻き込まれ、右手中指先端部皮膚欠損の傷を負った。テープの詰まりや機械のトラブルの際は、現場派遣先社員を呼び、派遣先社員が対応するルールとなっていたが、事故当時は社員がフォークリフト運転中のため不在となっており、早く直さなければならぬという焦りから電源がオンになったまま対応してしまった。	56	170101	100 ~ 299
3	15~16	被災者は、当社で機密書類溶解処理作業補助業務に従事していた。減容機の停止に伴い（休憩のため）、出口に残っている解かれた紙が乾いて詰まってしまうのを防ぐため、バールで取り除こうとしたところ、バールと出口の金具の間に右手中指を挟み負傷した。	32	170209	1~9
3	15~16	椅子に座っていた8歳の患者が椅子をずらそうとして、前のめりに倒れそうになった。患者を支え、元の状態に戻すと同時に、患者が乗ったまま椅子の浮いていた脚が右足の上に乗った。	37	130102	1~9
3	13~14	入浴介助のため、特浴室にて2名で利用者をチェアー浴の台車に乗せ、レッグレストを2人で上を持ち上げた際、左手第4指がレッグレストのロック解除レバーに挟まり負傷した。	51	130201	50~ 99
3	18~19	プレス作業が終了し金型を外したあと、リフトに乗せるため金型を斜めにしようとして金型の下を持って動かしている際に、金型が乗っていたマクラから金型が滑り落ち、ボルスタと金型の間で左手を挟んだ。	45	11203	30~ 49
3	8~9	営業所B棟外側ホームにおいて接車後、跳ね上げローラーを車内につなげる際に、折りたたみ部分が山なりになり、左手で山なり部分を勢いよく平行にしようとした際、左手薬指がはさまり負傷した。	44	40301	10~ 29
3	9~10	スチール家具（保管庫）を搬出中、階段で下側を担当し降りている最中、一旦立ち止まった時に、ガムテープを固定していたスライド扉がテープが外れ、右手薬指をスライド扉で挟まれ骨折した。	30	170101	10~ 29

4	8~9	缶詰工場内で、缶詰製造の為の真空タンクを清掃していた時、左手で蓋をおさえていたが誤って手を放してしまい、蓋を落とした。その際、置いていた右手に落下し、人差し指と親指を挟み骨折した。	59	10102	100 ~ 299
4	7~8	第一工場にて生産準備のため旧式フィンガーホルダーのパレットをフォークリフトで取り出す際、入口に工事予定の1600TFクッションユニットが置いてあった。そのためフォークリフトの進入口を確保しようとフローターベースが乗っかっている台車を両手で掴み動かそうと力を入れたところ、台車枠内に収まっていなかったフローターベースが滑り落ち、フローターベースと台車の間に右手中指を挟まれ負傷した。	44	11502	100 ~ 299
4	11~ 12	自社工場にて、配管に閉止フランジ（14kg）取付時、取付部フランジと閉止フランジの間に手を入れた。左手親指のつけ根を取付部フランジと閉止フランジの間に手をを入れて挟まれた。	62	11209	10~ 29
4	11~ 12	勤務開始前、トイレに入った際に扉に手を挟んだ。ヘルプで不慣れな店舗と言う事もあり、トイレ扉が思った以上に速いスピードで勢いよく閉まってきたため、手を挟んでしまった。	56	140201	10~ 29
4	11~ 12	店内でスロット用メダル搬送用ベルトの異物除去作業後、再始動時に右手人差し指をベルトに巻き込まれ骨折等の怪我をした。	29	140309	30~ 49
4	13~ 14	1階店舗においてバックヤードから店内に入ろうとしスイングドアに手をかけた際、観音開きのドアの隙間に指が挟まったため右手中指を挟んだ。	61	80209	100 ~ 299
4	9~ 10	畜産用換気扇取付をするため換気扇を運ぶ途中、風が吹いてファンが回って羽根の先端が右手の甲（中指）に当たり負傷した（作業用手袋着用）。手の甲の腫れと痛みが引いた後も中指が動かず、筋が切れていることが分かった。	56	30309	1~9
5	16~ 17	園芸作業土場において、剪定した木の枝をチップパーを用いてチップにする作業中、チップパーのモーターベルト部に木の葉が被り、左手でどけようとした際に誤ってベルトに巻き込まれ、小指を脱臼し、左手薬指付け	37	30309	1~9

		根付近と端を切創し出血した。			
5	14～ 15	事務所6階会議室にて窓枠清掃後に窓を閉める際、窓のドアひもが外に出ていたため左手で取ろうとしたところ窓が閉まってしまい、右手人差し指が挟まり裂傷した。	56	150101	1～9
5	10～ 11	ベーコン製造ラインで使用している高速スライサーにおいてベーコンの原木をグリッパーにセットする際に、誤ってグリッパーの爪付近で原木を持ってセット作業を行ってしまい、原木と指を一緒に爪の部分で挟んだ。	23	10109	100 ～ 299
5	9～ 10	ごみコンテナ置場で燃やすごみ収集作業中、コンテナを戻す際、運んでいたコンテナの金属バート置いてあったコンテナの金属バーに右小指を挟んだ。	51	150103	50～ 99
5	14～ 15	製造された段ボールシートをパレットに載せ、ローラーで運搬中に左足を滑らせ、運搬用ローラーの隙間に左足が挟まった。	22	10602	100 ～ 299
5	14～ 15	製段された段ボールをローラー上で運搬中に左足を滑らせ、運搬用ローラーの隙間に左足が挟まり怪我をした。	22	170101	50～ 99
5	16～ 17	工場内でステンレス板を重ねて置いている引き出し式の材料棚からステンレス板を引き出す際に、通常は両手で取っ手を持って引き出すところ、事故時は取っ手を持たず、左側の角を持って引き出したため、左サイドにあるストッパーに左親指を挟まれ負傷した。	44	11502	30～ 49
5	11～ 12	個人宅で汲取り作業中に、バキュームのホースが詰まってしまい、詰まりを解除するための作業を行っていたところ、回転板の隙間に足を巻き込んでしまった。	70	150109	1～9
5	12～ 13	工場内の冷凍庫で、製品を台車に載せ、後ろ向きで出る時に冷凍庫扉を全開せず半開きの状態にしていた為、扉の内側にある非常脱出装置の鉄の棒と台車の間で左手親指を挟まれ骨折した。	43	10102	10～ 29
		投炭No.1BCヘッド安全柵取付けのためCCR詰所を出て、投炭磁選機の故			

5	9~10	障が出たため、DCSオペレーター作業員Aは当日該当設備の担当である罹災者に無線で連絡をした。しかし応答が無いため作業員Bを投炭磁選機に向かわせたところ、作業員Bは罹災者が投炭磁選機とベルト駆動チェーンカバーの間に挟まれているのを発見した。罹災者は、安全柵を取付け中に投炭磁選機移動前の警報ブザーに気付かなかったか、まだ磁選機との距離に余裕があると思い込んで罹災したと推測される。	42	11001	100 ~ 299
5	7~8	ブロイラーの鶏舎内で捕鳥作業中、天井からロープで吊り下げてある50cmのファンが腰の高さにあり、カバーも無く危険なので電源を抜いて作業した。その後、電源を入れて前方に回り込む為にファンの横を通ろうとしたところ、ズボンから出ていたTシャツを巻き込まれ左殿部が羽根に当たり負傷した。	38	40309	30~ 49
6	17~18	スロット自動補給機動作不良によるメンテナンスを実施中、右親指を補給機の中に挟み込み、負傷したものである。	29	140309	10~ 29
6	10~11	ギャレー内において、急いでドリンク提供対応をしており、扉を閉める際にギャレー台のバーの間に右手親指を挟んだ状態で、ギャレー台に装着されている扉を勢いよく閉めたため、親指に1cm程度の裂傷を負った。その後も出血が止まらず、強い痛みが続いた。	23	40103	1000 ~ 9999
6	4~5	工場内、産廃Dの前で、ガラを1.5立方メートルの鉄箱に入れようとした時、左手中指をガラと鉄箱の枠の間に挟んでしまった。	39	40301	10~ 29
6	11~12	倉庫にて、キャラバンから電動カートを下ろし倉庫へしまう作業を行っていた。スロープを敷いて倉庫へカートを入れようとしたが、倉庫入り口の開口部が狭く（約90cm）、左足を倉庫入り口の柱とカートの間に挟んでしまい負傷した。	73	80409	1~9
6	12~13	店長室でレジ銭を両替し、立ち上がる際に金庫に手を置いて扉を閉めてしまい、親指を挟んで骨折と傷を負った。	52	80209	50~ 99
6	11~12	溝を掃除しようとグレーチングを持ち上げて手前に引いた際、右手中指がグレーチングと床の間に挟まり受傷した。	33	170101	100 ~ 299

6	14~ 15	B3F機械室内にて、空調機（電気室系統）の点検で、同伴者とともに電源およびブレーカーOFFを確認の上、Vベルトを左手で送りながら継ぎ目の確認作業を実施した際、空調機モーターが惰性運転で完全停止しておらず、ベルトを送っていた指がプーリー（ベルト送り）に挟まれ、左手人差指の先を切断した。	53	150101	10~ 29
6	13~ 14	施設の脱衣室で入浴準備中、リフト浴用椅子を所定の位置に動かそうと通常より上部を持ったところ倒れて来た。慌てて支えようとしたが、背もたれから後方へ倒れた際、右手を挟み、中指関節周辺が痛みを伴い、赤くなっていた。出血はなく手も動かせたので、すぐ入浴介助にあたった。その後、痛みはあったものの、仕事も遅れており、手も動かせたので、遅出出勤の仕事が続けた。終了時に腫れが酷くなった。	60	170101	100 ~ 299
6	7~8	特別養護老人ホーム内の洗たく室にて、業務用衣類乾燥機へ衣類を入れた後、取り出し口を閉めた際（少し強く閉めてしまった）、乾燥機下部にあるフィルター清掃用扉（鉄製）が落下し、左足親指に受傷した。	55	130201	30~ 49
6	13~ 14	現場1階の溝を掃除中、外していた為桙のグレーチング（溝蓋：大きさ45cm×46cm×5cm、重さ約10kg）の側面を両手で持ち、元に戻そうと上から両手を離したところ、左手を離すのが遅れたため、中指・薬指を挟み負傷した。	67	150101	500 ~ 999
6	14~ 15	熱源室にて、冷却水ポンプのストレーナーを清掃中に、ストレーナーの蓋（蓋の上部が蝶番方式で蓋を持ち上げてスクリーン脱着する）を閉める際に手を滑らせ、蓋が勢いよく閉まってしまった。その際、右手指先をストレーナーと蓋との間に挟まれて、指を負傷した。	21	150101	10~ 29
7	17~18	第三包装室で製品を金属探知機へ流している作業中に、金属探知機のベルトと台座の隙間に右手をベルトに巻き込まれ挟まれてしまった。	24	10104	50~ 99
7	17~18	工場内で作業中、成型ローラー機で作業をしていて誤って作業用手袋ごと引っ張られ、両手の人差し指、中指、薬指の先5~10mm程度の皮膚裂傷。	50	170209	500 ~ 999

7	10~11	当社倉庫内において山の斜面等用のモルタル吹き付け機のメンテナンスを行う作業中に誤って機械上部のフタが閉まり右手薬指を負傷した。	45	30209	10~ 29
7	9~10	当社工場内で、1個20kg近くあるサーバーを2個同時にパレットから作業台へ移す際に、フックに指を挟んだまま台へ下したところ。右手薬指だけに重量がかかり骨折した。	65	150102	10~ 29
7	9~10	取引先の工場内で、1個20kg近くあるサーバーを2個同時にパレットから作業台へ移す際に、フックに指を挟んだまま台へ下したところ、右手薬指だけに重量がかかり骨折した。	65	170101	10~ 29
7	23~24	閉店作業中にスロットメダル貯タンクを持ち上げた際に指を裂傷。	20	140309	50~ 99
7	15~16	第3製造計量ラインにて、製品を、計量、充填中に空袋が機械の間に数枚落ちたため、作業員Aが一旦停止した。災害者が空袋を、取ろうとした時に作業員Aが周囲を確認せず、寸動状態で起動ボタンを押したため、機械が手前に下がりながら回転した。そのため、被災者が機械の下の部分と下がってきたフタに挟まれて、負傷した。	41	10109	100 ~ 299
7	11~12	冷凍倉庫内でピッキング作業を行っているときに、可動式電動ラックを他の作業員が作動させたため、ラックとラックの間に挟まれ臀部を痛めた。	36	170101	30~ 49
7	18~19	鑄造用砂除去設備の点検デッキ上で、設備移設工事後の試運転で、Bダクトの開閉切り替え動作の確認をしているとき、自動運転中に安全カバーを外し、設備内に腕が入る状態にしてしまい、設備内に左腕を入れ、吸入口に手をかざし、風の流れを確認中、上昇してきた扉とフードのフレーム間で左腕を挟まれた。	61	11209	1000 ~ 9999
7	18~19	鑄造用砂除去設備の点検デッキ上で、設備移設工事後の試運転で、Bダクトの開閉切替動作の確認をしているとき、自動運転中に安全カバーを外し、設備内に腕が入る状態にしてしまい、設備内に左腕を入れ、吸入口に手をかざし、風の流れを確認中、上昇してきた扉とフードのフレーム間で左腕を挟まれた。	61	170101	100 ~ 299

7	9～ 10	休憩室に向かうため、旧出荷パース側プッシュ式電動ドアから出て行こうとしたが、ドアが開いていたためそのまま通り抜けようとしたところ、扉が閉まってきてしまい、左腕を挟まれ肉離れを起こした。	69	50101	100 ～ 299
7	9～ 10	原料倉庫内の集塵機上部にて、濾布点検を行うために扉を開放する作業で、扉開放固定具にて重い扉を開き止める際、側方の手摺が扉に干渉し、固定具が使用できなかった。左手で扉を支えていたが重さを支えきれず、手を放し退避したが、閉じてきた扉で右手の甲を挟まれ骨折した。	51	10909	50～ 99
7	10～ 11	客先の台所より冷蔵庫を搬出した際、玄関の上がり框で足を滑らせてしまい、冷蔵庫の下敷きになり、冷蔵庫を支えていた左手首を骨折した。	58	40301	30～ 49
7	23～ 24	店舗事務所内において、流し台の横下を清掃しているとき、金属フィルター蓋設置の際に、右手小指及び薬指を金属蓋に挟んで切った。	33	80201	1～9
7	16～ 17	圧力輸送機上部ゲートを点検しているときに、作業班長は輸送機内部に入り、ゲート開状態で点検を行った。被災者は反対側ハンドホール外側より作業照明を保持し照らしていた。作業班長は点検を終え、一旦輸送機外に出て、ゲート閉状態確認のため、被災者が見えない場所にあるエアシリンダーを操作し、上部ゲートを閉じた。そのとき、被災者はゲートが直ぐには閉まらないと思い、右手でシート部に触れていたところ、ゲートが閉まり、右手人差し指が挟まれ受傷した。	59	30302	10～ 29
7	13～ 14	当社中2階で掃除機をかけているとき、並べて置いてあった浄水サーバー（約30kg）に誤ってぶつかり、その拍子にサーバーが倒れ掛かってきた。支えきれずに右側に転倒したところ、そこに掃除機があり、掃除機とサーバーに挟まれる格好になり、右脇腹と腰を打った。	55	11703	10～ 29
7	18～ 19	自動車ガラスの部品組付ラインで、パレット内の完成品ガラスの検収をしているときに、次のパレットを流そうとしたが、パレットが斜めになっており動かなかった。被災者自身で解決しようと監督者を呼ばずにシューター内に入り、パレットを引っ張ったところ、急にパレットが流	24	170101	30～ 49

		れてきて、咄嗟に手で押さえようとしたため左足が出てしまい、パレットとシューターに左足を挟まれた。左足踵辺りが腫れ上がってきたので病院を受診した結果、左足関節外果骨折と診断された。			
7	18～ 19	自動車ガラスの部品組付ラインにて、パレット内の完成品ガラスの検収をしているときに、次のパレットのガラスを検収するため、シューターレバーを解除し、パレットを流そうとしたが、パレットが斜めになっており動かなかった。監督者を呼ばずに被災者自身でなんとかしようと考え、シューター内に入り、パレットを引っ張ったところ、急にパレットが流れてきた。手で押さえようとしたとき、咄嗟に左足が出てしまい、パレットとシューターに左足が挟まれた。その後、左足踵辺りが腫れ上がってきたので病院を受診した結果、左足関節外果骨折と診断された。	24	10902	300 ～ 499
7	8～9	管理物件（ビル）の9階女子トイレにて清掃作業中、トイレの外開きの扉を開けて清掃作業をしていたところ、何かのはずみで扉が閉まり、誤って右手親指を挟んで負傷した。	79	150101	10～ 29
7	10～ 11	保育園内において、陶芸の焼き窯を4人で移動する際、焼き窯と床との間に左手中指を挟まれ負傷したものである。	23	130201	10～ 29
7	10～ 11	工場内のズボンプレス機で、ズボンをセットしプレスボタンを押したとき、誤ってズボンと一緒に右手を添えたままプレスしてしまい、蒸気が噴出し、火傷を負った。	39	11703	100 ～ 299
9	7～8	店前でダンボールの回収中、作業装置に左手をはさまれた。	41	80409	10～ 29
9	7～8	厨房で、ゴミ捨て作業中、扉の開閉をしているとき、強風が吹き風の勢いを見誤ってしまい、扉に右手人差し指を挟んで骨折・切断するケガをした。	27	11709	10～ 29
9	19～ 20	店舗の金庫を左手で勢いよく締めたところ、右手でドアを支えていたため、右の親指が挟まってしまい負傷。痛みはあったが当日は遅かったので、翌日病院を受診、レントゲンをとったが骨に異常なし、その後、ヒビが入っているかもしれない、また爪の内出血もしており、痛みがひど	36	170209	10～ 29

		いため、痛み止めを処方される。			
9	8~9	上下にスライドする機構のある横真柱架台を楊重して降す際に、その機構（スライド部分をジャーレジャッキ）の間に、左手親指を入れて挟んだ。上下のスライド機構の隙間に手を入れない事は、安全基本事項であるが、手元確認不足だった、気の緩みもあったと思われる。	67	30201	1~9
9	15~16	被災者は一次孔底処理作業のため、泥水置換ポンプを杭孔内に建て込むために、クレーンにて泥水置換ポンプを専用の架台から揚げ荷しようとした際、ポンプを作動させるキャプタイヤのドラムをフリーモードにしたつもりであったが、キャプタイヤが緊張したため、ウインチドラムより引っ張り出そうとした時、ドラムが動かず泥水置換ポンプが動き、専用架台とポンプ保護のFB材の間に指を挟んだものである。	67	30201	1~9
9	15~16	惣菜の作業場にて、洗い物を食器洗浄器から取り出そうとした時に、食洗器の扉に、ラックを引き出さずに作業した為、台が扉にぶつかり、上下の扉が連動して閉まった為、左腕を挟み骨折した。	48	80209	100 ~ 299
9	12~13	マンション内の排水管清掃作業中に、共用部分の床の化粧フタを開けようとして手がすべり、右手中指をはさんだ、右手中指の先を切断した。	39	170201	1~9
9	6~7	レンタルボートの運搬具に釣道具を積み込み作動操作を誤り停止バーを足で支えようとし、左足の指を運搬具の車輪に巻き込まれた。	19	140101	1~9
9	15~16	当社工場A棟のCWT組立場において、プレート（t25*550*940:78kg）を約20cmの高さでパイプと爪付き油圧ジャッキで仮置きした、そのプレートを両手で約30mm動かそうとした際に、爪付き油圧ジャッキから外れ、両手を挟まれた。	36	11301	100 ~ 299
10	1~2	仕込工程で生産終了後の掃除作業に送液ギヤポンプ付きのタンクをお湯洗いしていた。通常通りの回数洗いを入れお湯を抜いたが、タンク内に残渣が出ており、残渣をタオルで拭き取ろうとした結果、タンク内のギヤポンプにタオルを巻き込んでしまった。巻き込まれたタオルが破損し、ギヤポンプ内にタオルの破損片が残り、慌てて破損片を取り除こう	49	10104	100 ~ 299

		とギアポンプに手を出してしまい、左手中指の第一関節から上部分を挟まれてしまい、損傷した。			
10	21～ 22	加工場で作業台を移動していて、台に左手薬指を挟んで骨折した。	46	10102	100 ～ 299
10	11～ 12	ガバナ実習室にて分解訓練を行っていた際ガバナ内の残圧によりスリーブが飛び出したことにより、右手をガバナの蓋に挟み負傷した。	49	11602	500 ～ 999
10	16～ 17	移転の為、キャビネットをトラックに積み込む際キャビネットとトラックの跳ね上げに右手中指を挟まれた。	34	50101	30～ 49
10	7～8	仕事を始める準備段階において、女子トイレ内の換気を行うために、自身の背丈では届かない窓のロックをジャンプして解除しようと試みた際に、ロックの隙間に指が挟まってしまい、自分の体重がそのまま掛かった状態となった為、左手人差し指を骨折した。	52	80109	100 ～ 299
10	17～ 18	リフォーム工場の現場で使う材料を会社加工場で加工している時に、2人で板金折り曲げ機を使い、板金を折り曲げる際、手元が滑り刃の下に入ってしまう、片方の従業員が確認せず、手動で圧力をかけてしまった時に、板金を押さえていた左手薬指の先端を切ってしまう、負傷した。	40	30203	1～9
10	12～ 13	韓国料理店にてランチ業務時間中、お客様に提供するドリンクを作っている過程で、冷蔵庫のガラスドアを閉めようとしたとき、プラスチックでできた縁部分がゆがみ、縁とガラスの間に指が挟まり、左中指（爪から第一関節部分）の肉を削いだような状態に負傷した。	32	140201	10～ 29
10	9～ 10	機械装置のすえ付け作業中、一部機械を4t車にて他所に仮置きするため（雨天のため機械の濡れ防止）積込作業中に4t車荷台の機械のバランスが崩れて傾いた。その際、4t車の荷台のアオリと機械の間に挟まれ負傷した。	69	11209	1～9
	21～	客席ホール内で、食べ終わったお膳を洗い場に持って行く途中、 balan			30～

10	22	スを崩し、食器を落とした。その際に食器を落とすまいと両膝でお皿を挟んだが、そのお皿が割れており、左膝を負傷した。	20	140201	49
10	10～ 11	本社材料試験センター内に於いてアルミ板材試験片のひずみ制御での疲労試験の際、トラブル発生により試験が停止した事を顧客へ電話報告しながら試験片の状態を確認しようと治具の間から左手で取り外そうとした時、ひずみの状態が変わり治具が作動し左拇指の根元を挟まれて負傷した災害。	38	11305	10～ 29
10	5～6	ホームに接車しているトラックにローラーを設置しようとしたところ、手袋が挟まり無理やり引き抜こうとした際、ローラーがバウンドして手が挟まり被災したもの。	29	50101	30～ 49
10	11～ 12	工場内で原料の乾燥機（ホッパードライヤー）を手で押して移動中、ホッパードライヤーの足のコマが床のコンクリートの境目に引っかかり転倒した際、右足先親指第一関節を挟み負傷した。	29	10805	10～ 29
10	21～ 22	工場内の第二成型室で、器具の洗浄作業時ミキサーボールを専用の台車に乗せて運搬している時、ミキサーボールが台車に正しくセットされておらず、ミキサーボールがずれてバランスを崩し、ミキサーボールと器具殺菌用の容器とで指を挟み、負傷した。	37	10104	100 ～ 299
10	17～ 18	プロペラ取り付作業に従事していた。フランジとフランジの間に被災者の左手が絡まった。	52	11501	30～ 49
11	15～ 16	当社工場内において、製品の入った網パレット（600mm×900mm×400mm）（50kg）を二人で押して移動していたところ、別の網パレットに立て掛けていた板パレット（120cm×120cm）（38kg）が倒れて来た。その際、板パレットに左足が挟まり、小指の付け根を骨折してしまった。	43	11301	50～ 99
11	9～ 10	段差20cm程の階段で社員2名で荷物を2Fから1Fへ運搬作業中、階段を踏み外し、顔面から転倒した。その際、地面に右手をついたため、骨折した。	60	10102	100 ～ 299
		ブロック検品ライン作業中にブロック押し出し機にブロックが引っ掛か			

11	15～ 16	り止まってしまった。停止させて入らなければいけないエリアに停止させずにブロックを取ったところ、ブロックと押し出し機アーム部分（棒状）に右薬指を挟んだ。	50	10901	10～ 29
11	9～ 10	ミキサーの洗浄を終え、柵を閉めようとした、このとき左手を添えていたところが、ちょうど柵が開き過ぎないためのストッパーが付いているところで、左手親指を挟んでしまった。	40	10101	10～ 29
11	9～ 10	ショットブラストマシンを点検、修理している際、空運転中に、マシン内のベルトとプーリーの間に左手人差し指が入ってしまい左手人差し指内側を負傷したものである。	28	11301	1～9
11	9～ 10	配送先にて、トラックから荷卸し中、A支柱を2本持った時にコマとコマの間に右手薬指が挟まり負傷したものである。	20	80409	10～ 29
11	19～ 20	異物（コゲ）の選別作業のため製品を選別台の上で選別していた。選別の終わった製品を製品受け箱に入れようとレバーを操作し選別台を傾けた。製品を左手で製品受け箱に落とし終わり、選別台を元の位置に戻そうとした。その時に左手を選別台の先端に置いたまま、レバーを操作したため選別台に挟まれた。	48	10899	30～ 49
11	16～ 17	異物の選別作業の為、製品を選別台で選別中、選別が終わって、製品を製品受け箱に入れる為に、レバーを操作し選別台を傾けた。製品を左手で受け箱に落とし終わり、選別台を元の位置に戻す際に左手を選別台の先端に置いたままレバーを操作した為に、指を選別台に挟まれてしまった。選別作業の為、手袋はしていなかったし、選別台に挟まれるという認識が無かった。受傷時に班長に報告したが本人が大丈夫と判断した為、上長への報告もなく適切に治療もせずに10日間も放置し、通常作業をしていた為に症状が悪化したと推測される。	48	170101	50～ 99
11	19～ 20	メカニズムASSY組み立て作業完了後、作業台クランプを解除した際に手が滑りクランプバーに右手首が挟まり、そのまま体勢を崩し、右手を捻った。	27	170101	100 ～ 299
		本人は、3S定盤にてブロックのトンボ（反転）作業に従事していた。半			

11	10~ 11	トンボ時点（片方のクレーンで吊り上げた状態）で荷振れを防ぐためにブロックと地面の間に座板を挟もうとしていた際、地面と座板の間に右手中指を挟んだ。	34	11501	1000 ~ 9999
11	11~ 12	店内を巡回する為、店内と百貨店の間の境界線にて、引いてあるロールカーテンがひどく曲がっていた為、手で直そうとした際、金具が下がって来て左手薬指を挟み受傷した。当日は勤務を切り上げて病院へ行った。	36	140201	30~ 49
11	11~ 12	フライヤーレーンを洗浄する際、レーンを2人で持ち上げレーンの中を洗おうとしたところ、肩にレーンが当たってしまい落ちてきて指を挟まれた。うっ血が酷かった為、整形外科を受診し骨折と診断された。	54	10109	50~ 99
12	17~18	工場内で、年末の大掃除をしている時、エアコンヒーターの水拭きをしようとして、ヒーターの羽根を停止させないまま作業を行い、右腕が回っている羽根にぶつかり負傷した。	59	10103	30~ 49
12	1~2	被災者は自動ドアを引き戸と勘違いし手を触れていた所、ドアの向かう側の方が自動ドアを作動させてしまった為、ドアの隙間に指を挟まれた。	60	10109	1000 ~ 9999
12	20~21	当社店舗において、売上金をしまうため、金庫（46cm×56cm）に入れ終わるとき、まだ右手拇指が残っていたところ、トビラの重みで閉まってしまう、先端を挟み負傷したものである。	62	80201	1~9
12	14~15	事業所において年末の大掃除のため、調理場の水道を掃除していたところ、水道の金具後ろと壁の隙間に右手小指を挟んでしまい負傷したものである。	43	130201	10~ 29
12	15~16	出張中、供試体（舗装の耐久性評価のためのもの）作製室で、敷均し装置の清掃作業中、装置内にあるスクリーが回転し、右足を損傷した。	64	30309	1~9
12	22~23	大型トラックの荷台にてローラー下を清掃する為に持ち上げた際、ローラーが傾き倒れてきた為に支えようと手を出したところ、床面とローラーの間に右手中指を挟んだものである。	46	40301	300 ~ 499

12	6~7	施設居室内で、車イスに座っていた利用者の体が傾いていた為、正常に戻そうとして、右手で支えたところ、車イスのアームレストに手が挟まってしまい、右手小指を骨折した。	56	130201	100 ~ 299
12	14~15	トラクターとトレーラーとの連結作業を行っており、トレーラーを支えている脚が電源を入れても上がらなかったため、反対側に移動し手動（ハンドル）で脚を上げる作業をしていたところ、トラクターの中で待機していた別の運転手が、反対側で手動（ハンドル）で脚を上げる作業中とは気付かずに、トレーラーの脚の電源スイッチを入れてしまい、結果として頭部を負傷した。被災者は、その時の記憶が無く、ハンドルが顔に当たったと予想される。	58	40301	30~ 49
12	9~10	第2工場Bゾーンにて、型枠1200×900の脱型作業中に、型枠内枠と下台の間を清掃するために内枠をクレーンで支えずにバルだけで移動したところ、内枠が受板を外れたため、内枠が倒れ下敷となり、右手右足の一部を骨折した。	49	10901	30~ 49
12	10~11	客宅へ配達に行き、店舗兼住宅の店内に荷物を運び、店内から退出する際に左手小指をドアとサッシの間に挟み、左手小指の第一関節と第二関節の間を裂傷した。当日にレントゲンを撮ったところ、骨折の疑いもあるとのことであった。	57	40301	100 ~ 299
12	19~20	当社工場内にて、生産が終わった製造ライン等の清掃のため計量機を移動していた際、計量機のキャスターで右足の小指を踏んでしまい負傷した。	50	10104	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html